競争加入者心得

（平成16年４月１日制定）

改正（施行）令６．４.26（令６．４.26）
令７．１.10（令７．１.10）
令８.10.30（令８.10.30）

（趣旨）

第１　国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱については，国立大学法人東京学芸大学会計規程（以下「会計規程」という。），国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（以下「取扱規則」という。），国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令，国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める省令その他の法令及び国立大学法人東京学芸大学工事請負等契約要項に定めるもののほか，この心得の定めるところによる。

（競争加入者の資格）

第２　一般競争及び指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は，次項及び第３項に該当しない者であって，契約担当役が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

２　契約担当役は，売買，貸借，請負その他の契約につき一般競争に付するときは，特別の理由がある場合を除くほか，当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

３　契約担当役は，次の各号の一に該当すると認められる者を，その事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても，また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと，又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後２年間を経過しない者を，契約の履行に当たり，代理人，支配人その他の使用人として使用した者

（入札保証金）

第３　競争加入者は，入札公告，公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，入札書の提出期限までに，その者の見積る入札金額の 100 分の５以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。

（入札保証金に代わる担保）

第４　第３に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は，次表に掲げるとおりとする。

区分	種　　類	価　　値
ア	国　債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価値額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価格）の８割に相当する金額
ウ	資金運用部資金法第７条第１項第９号に規定する金融債	同　　上
エ	日本国有鉄道改革法（昭和６１年法律第８７号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第１条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券でイ以外のもの	同　　上
オ	地方債	債券金額
カ	契約担当役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
キ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

ク	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは，裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の１月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証	保証金額

（入札保証金の納付）

第５　競争加入者は，入札保証金を別紙第１号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて，出納命令役に提出しなければならない。

第６　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）の規定により登録された地方債であるときは，当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし，かつ，登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して，出納命令役に提出しなければならない。

第７　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第４のケに規定する定期預金債権であるときは，当該債権に質権を設定し，かつ，当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して，契約担当役に提出しなければならない。

第８　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第４のコに規定する金融機関の保証であるときは，当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して，契約担当役に提出しなければならない。

第９　競争加入者は，入札保証金として提供する担保が第６，第７及び第８に規定するもの以外のものであるときは，当該担保を入札保証金納付書に添付して，出納命令役に提出しなければならない。

第１０　競争加入者は，第５から第９までの規定により，入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは，担当職員の確認を受けたのち，これを封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に，入札保証金が現金であるときはその金額，入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類，有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を明記するものとする。

第１１　競争加入者は，保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には，当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第１２　入札保証金又は保証金に代わる担保は，競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは，契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し，契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは，契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の本学帰属）

第１３　入札保証金又は入札保証金に代わる担保は，契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは，本学に帰属するものとする。

（入札）

第１４　競争加入者は，図面，仕様書，現場説明書等を熟覧し，現場確認の上，この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において，図面，仕様書，現場説明書等について疑義があるときは，関係職員の説明を求めることができる。

第１５　競争加入者は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　競争加入者は，入札に当たっては，競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず，独自に価格を定めなければならない。

３　競争加入者は，落札者の決定前に，他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

（入札辞退）

第１６　競争加入者のうち，入札を辞退しようとする者は，次の各号に掲げるところにより，入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては，別紙第２号様式の入札辞退書を契約担当役に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。なお，電子入札システムにより入札を辞退しようとする者は，入札辞退届けを別添１の入力画面上において作成のうえ提出することができる。

(2) 入札執行中にあっては，入札辞退書又はその旨を明記した入札書を，契約担当役に直接提出するものとする。

２　入札を辞退した者は，これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第１７　競争加入者又はその代理人は，当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第１８　競争加入者は，第２第２項及び第３項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお，未成年者，被保佐人又は被補助人であって，契約締結のために必要な同意を得ている者は，同第２項中，特別の理由がある場合に該当する。

（競争執行の場所の入退場の禁止）

第１９　入札場には，競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 33 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第２０　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻以後においては，入札場に入場することができない。

第２１　競争加入者又はその代理人は，入札場に入場しようとするときは，入札関係職員に一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（一般競争入札の場合に限るものとし，写真機，複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。）及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第２２　競争加入者又はその代理人は，契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，退場することができない。

第２３　入札場において，公正な執行を妨げようとした者は，退場させるものとする。

第２４　入札場において，公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために連合した者は，退場させるものとする。

（入札書の提出）

第２５　競争加入者は，別紙第３号様式による入札書を作成し，当該入札書を封筒に入れ密封し，かつ，その封皮に競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）及び工事名称を表記し，入札公告，公示又は指名通知に示した日時までに，その入札執行場所に提出しなければならない。なお，電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は，入札書を別添２の入力画面上において作成し，入札公告，公示又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

２　提出された入札書は，開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し，若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には，入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

３　競争加入者は別添３「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されたいずれの事項にも該当せず，また，将来においても該当しないことを誓約しなければならない。また，この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，競争加入

者が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てないことを，入札書の提出をもって誓約しなければならない。

第２６　入札書は，入札保証金の全部の納付を免除された場合であって，契約担当役においてやむを得ないと認めたときは，書留郵便をもって提出することができる。この場合においては，二重封筒とし，表封筒に入札書在中の旨を朱書し，中封筒に入札件名及び入札日時を記載し，契約担当役あての親展で提出しなければならない。

第２７　前項の入札書は，入札公告，公示又は指名通知に示した日時までに到達しないものは無効とする。

第２８　代理人が入札する場合は，入札書に競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

２　代理人が電子入札システムにより入札する場合は，代理人による電子署名がされ，有効な証明書を付さなければならない。

（入札書の記載事項の訂正）

第２９　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておかなければならない。

（入札書の引換え等の禁止）

第３０　競争加入者は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

（競争入札の延期又は廃止）

第３１　契約担当役は，競争加入者が相連合し，又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは，当該入札を延期し，又はこれを廃止することができる。

（無効の入札）

第３２　次の各号の一に該当する入札書は，これを無効のものとして処理する。

(1) 一般競争の場合において，公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札者

(2) 指名競争の場合において，指名をしていない者の提出した入札書

(3) 請負に付される工事の表示又は入札金額の記載のない入札書

(4) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は,その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書（電子入札システムによる場合は，電子証明書を取得していない者の提出した入札書）

(5) 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然と

しない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には，正当な代理人であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。）（電子入札システムによる場合は，電子証明書を取得していない者の提出した入札書）

(6) 請負に付される工事の表示に重大な誤りがある入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 入札金額を訂正したもので，その訂正について印の押してない入札書

(9) 納付した入札保証金の額が，入札金額の 100 分の５に達しない場合の当該入札書

(10)入札公告，公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日までに到達しなかった入札書

(11)公正な価格を害し，又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

(12)その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第３３　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

（落札者の決定）

第３４　有効な入札書を提出した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，総合評価落札方式の場合については，この限りではない。

第３５　予定価格が 1000 万円を超えるものについては，契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち，最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において，当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる申込みをした者は，契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

２　前項の調査の対象となった者は、その通知を受けた日を含む７業務日以内に契約担当役が求める資料を提出しなければならない。

第３６　予定価格が 1000 万円を超えるものについては，契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち，最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第３７　第 35 及び第 36 の規定により契約の相手方を決定したときは，他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第３８　開札をした場合において，競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，再度の入札を行うことがある。ただし，郵送による入札を行った者がある場合において，直ちに再度の入札を行うことができないときは，契約担当役が指定する日時において再度の入札を行う。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第３９　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札者を決定する。

（工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知）

第４０　競争参加者（随意契約の場合にあっては，契約の相手方）は，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の２第２項の規定に基づき，工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは，落札決定（随意契約の場合にあっては，契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに，契約担当役等に対して，その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙第４号様式の通知書により通知するものとする。

（契約書の作成）

第４１　契約書を作成する場合においては，落札者は，契約担当役から交付された契約書案に記名押印し，落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは，契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取り交わしを行うものとする。

第４２　落札者が第 41 に定める期間内に契約書を提出しないときは，落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

第４３　契約書の作成を要しない場合においては，落札者は，第 41 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。ただし，契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは，この限りではない。

（契約保証金の納付等）

第４４　契約の相手方は，入札公告，公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては，指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し，又は提供しなければならない。

第４５　契約の相手方は，契約保証金を別紙第５号様式の契約保証金納付書（以下

「契約保証金納付書」という。）に添えて，出納命令役に納付しなければならない。

第４６　契約保証金に代わる担保の種類，価値及び提供の手続きは，入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第４７　契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは，当該担保の価値は保証金とし，契約の相手方は，当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して，契約担当役に提出しなければならない。

第４８　契約の相手方は，保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には，当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

第４９　契約の相手方は，公共工事履行保証証券による保証を付する場合には，当該保証を証する証券を契約担当役に提出しなければならない。

第５０　落札者は，契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり，又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは，当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし，出納命令役が，これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合にはこの限りでない。

（契約保証金の本学帰属）

第５１　落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は，これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは，本学に帰属するものとする。

（契約保証金の還付）

第５２　契約保証金又は契約保証金の担保は，契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは，これを還付する。

（異議の申立）

第５３　入札をした者は，入札後，この心得，図面，仕様書，現場説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

この心得は，平成 16 年４月１日から実施する。

附　則（令６．４．26）（抄）

令和５年４月１日から適用する。

附　則（令７．１．10）（抄）

令和６年12月13日から適用する。

附　則（令８．10．30）（抄）

令和８年４月１日から適用する。

第１号様式～第４号様式（Word 形式）

別添１～別添３（PDF 形式）